

北海道大学不当労働行為事件第1回審問調書					
事件番号	平成17年道委不第12号				
期日	平成17年9月29日				
場所	北海道労働委員会会議室				
審査委員	曾根理之		公開の有無	公開	
参与委員	(労)小倉佳南子 (使)栗原勝憲				
担当職員	森崎 勉 上杉 充浩				
当事者	申立人側	名称 代表者	北海道大学教職員組合 執行委員長 坂下明彦		
	代理人	三浦桂子 佐藤博文 佐藤哲之 芝池俊輝 加藤丈晴			
	補佐人	渡邊信久 山口桂 浅川和幸 伊藤雄三			
	被申立人側	名称	国立大学法人北海道大学		
	代理人	開本英幸			
	補佐人	遠藤啓 山口紀代志 富野幸雄 菅野信雄 阿部康成 笹原聰			
尋問した証人等	渡邊信久(証人 申立人申請)				

担当職員

主査 森崎



主任 上杉充浩



速記士 北口康裕



速記士 岸政利



[開会 午後1時35分]

曾根審査委員

平成17年道委不第12号北海道大学不当労働行為事件第1回審問期日を開会いたします。

審査委員は、私、曾根です。参与委員は、労働者側小倉委員、使用者側栗原委員でございます。

出席者は、申立人側は代理人の三浦弁護士、加藤弁護士、佐藤博文弁護士、佐藤哲之弁護士、補佐人の渡邊さん、山口さん、浅川さん、伊藤さん、委員長の坂下さん、代理人の芝池さんということによろしいですね。それから、被申立人側は代理人の弁護士の開本先生、補佐人の遠藤さん、山口さん、富野さん、菅野さん、阿部さん、笹原さんということによろしいですね。

手続事項について伺いますが、前回調査以降、申立人から代表者が伊藤雄三さんから坂下明彦さんに変更になった旨の代表者変更届が提出されましたので、これを受理いたしました。申立人側から伊藤雄三さんの補佐人申請書が提出されましたが、これを許可いたします。申立人から陳述書面2が、被申立人から第1準備書面が提出され、いずれも提出と致します。書証が、申立人から甲第39号証ないし第45号証、被申立人から乙第22号証ないし第32号証が提出されましたが、いずれも採用いたします。

それから、この度労組法の改正によって第1回審問前に審査計画書を作成することになりました。先日、両当事者に計画案を示して意見を求めましたところ、双方から異議がない旨の回答を頂いております。したがいまして、このような形で審査計画を作成したということに致します。手続は以上であります。

本日は、申立人から申請がありました渡邊信久さんの主尋問を行うことになっています。途中で休憩時間を入れまして、終了時刻は午後4時30分までということにしておりますので御協力をお願いします。それでは渡邊さん、証人席に着いてください。

[渡邊証人着席 午後1時39分]

審査委員

この度の労働組合法の改正によりまして、証人には尋問前に宣誓をしていただきます。この宣誓をした上で証人が虚偽の陳述をされますと3月以上10年以下の懲役に処すると労働組合法には規定されております。それでは、証人は起立をしてお手元の宣誓書を読み上げ、宣誓をしてください。

証 人

宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。平成17年9月29日。渡邊信久。

審査委員

それでは、証人の住所、年齢、職業をおっしゃってください。

証 人

住所は、札幌市 [] 氏名、渡邊信

審査委員

久。年齢、□歳。職業は法人職員です。

加藤申立人代理人

証人は聞かれたことについて記憶に基づいて正直に述べてください。また、証人はここで発言をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないというふうに労働組合法で規定しておりますので、この旨お知らせいたします。証人に質問するときは、私の許可を得てからにしていただきたいと思います。記録を取る関係で、質問者は最初に名前を言ってから質問をしてください。それでは、申立人から主尋問をお願いします。

まず、甲第43号証を見てください。この陳述書は、あなたが作成して記名押印をしたものに間違いありませんね。

証人
申立人代理人
証人
申立人代理人

はい、間違いません。

あなたは、現在、北海道大学大学院理学研究科の助教授ですね。

はい。

また、あなたは平成11年10月に北海道大学教職員組合に加入し、平成16年8月から副委員長をしていますね。

証人
申立人代理人

はい。

次に、甲6号証を見てください。これは「学長交渉申し入れ書」と題する書面で、組合が平成15年9月30日に、翌月1日付けで大学に対して総長交渉を申し入れたものということでよろしいですね。

証人
申立人代理人
証人
申立人代理人
証人
申立人代理人

はい。

そもそも法人化前における総長交渉というものはどのようなものなのですか。簡単に説明ください。

法人化前の総長交渉は、国公法上の交渉だと思いますが、組合側からは網羅的な交渉要求等を提出して、総長と交渉をしていたものです。

大体、頻度としてはどのくらいの頻度で行われたものなのですか。

要求は毎年のようにしていたのですけれども、大学側の当時の人事課との間の事前協議等でなかなか進まず、3年ないし4年に1度が頻度だったかと思います。1996年以降実現していません。

実現される場合に、そこで話し合われる議題というのは、その事前交渉というもので内容的に制限されることもあったのですか。

証人
申立人代理人
証人
申立人代理人
証人
申立人代理人

はい。

具体的に言うと、どのようなことがそこで議題に上ったのですか。

組合からの交渉要求としては、職員の勤務条件等々があったわけですけれども、実際に議題になる際には管理運営事項等として議題から外されたことがあったため、制限をされていたと思います。

それでは、組合がこの平成15年10月1日付けで申し入れた学長交渉につきましては、このときの議題としてはどのようなものを予定していたのですか。

証人

10月1日付けで申し入れた学長交渉の議題としては、翌年4月1日

申立人代理人 以降法人に移行しますので、法人移行後の職員の給与、勤務時間等々勤務条件について交渉を申し入れたものです。

証人 この10月1日にこのような申入れをしたことには、どのような意味があるのでしょうか。

申立人代理人 実は、10月1日というは国立大学法人法の施行日に当たります。ですので、この日以降大学側は法に基づいて法人移行の準備を始める、そういう日でした。この法人法が国会で議論されている際に、例えば参議院で附帯決議が出されていましたし、法人移行に際しては大学は関係諸団体と緊密に協議することが要請されていましたので、組合としてはそれに基づいて法人移行に向けて勤務条件、給与等を大学と話し合いたい、一緒に検討したいと、そういうことで申入れを行ったものです。

証人 そのような法人移行期にあったということで、その就業規則等の制定に向けて大学側とすれば関係職員団体との十分な協議を行うということは、平成14年7月8日の参議院文教科学委員会での附帯決議にもあつたと、そういうことですね。

申立人代理人 はい。

証人 そういう趣旨もあってそのような学長交渉の申入れをしたと、そういうことですね。

申立人代理人 はい。

証人 次に、このような申入れに対して大学側の回答というのはありましたか。

申立人代理人 大学側からは、申入れに対する回答はありませんでした。

証人 次に、甲第7号証を見てください。甲第7号証は「法人移行に関する情報を速やかに公開し、説明することを要求します」と題された文書ですが、これは、組合が平成15年10月23日に大学に対して就業規則等の内容や制定のスケジュール等の情報公開を求めるために提出した文書ですね。

申立人代理人 はい。

証人 この文書に対する大学側の回答はありましたか。

申立人代理人 この文書に対しても、大学の回答はありませんでした。

証人 次に、乙第3号証を見てください。これは平成15年10月30日に組合と大学の人事課長との間で行われた事務折衝の内容について書かれた議事録になりますね。

申立人代理人 はい。

証人 このときの事務折衝では、法人化後の勤務条件について具体的な話はあったのですか。

申立人代理人 いいえ。このときの回答では、再任用の問題について回答があったのみで、組合が要求していた法人化後の勤務条件についての回答はなかっ

- 申立人代理人 たです。
- 乙3号証の中の「3. 総長交渉の件について」という議事録内容の6行目、組合の発言として「交渉とは別に、（規程等の）情報を教職員に明示して頂きたい。」という要求、このような要求がありましたが、このような要求をこのときしたということですか。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 このような要求に対して、同じく乙3号証の下から4行目、当局の発言として「全学委員会で検討していることをどうして全学に周知できるのか。やはり、委員会で決定したことについて全学に周知するということが筋ではないか。」と、このような発言があったということですか。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 このように、このときの事務折衝ではまだ検討中であり回答できないという、そういう趣旨の発言があったということですか。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 次に、このような大学側の姿勢を受けて、組合としてはどのようにしましたか。
- 組合としては、総長交渉が現実に開催されそうにないので、組合の役員が交替した際に総長と会見を持ちます。その際に総長の意見を聞こうというふうに考えました。
- 申立人代理人 その総長との会見というのは、総長交渉とは異なるのですか。
- 証人 はい。総長会見は、通常、組合の役員が交替したときに総長と会って儀礼的にあいさつを交わすというものであると思います。先ほど申しましたように、1996年から総長交渉は開催されていませんが、総長会見は行われていました。
- 申立人代理人 その総長会見では、大学側は何か具体的な説明をしたのですか。
- 証人 いいえ。法人化後の労働条件について検討中であるということは述べたと思いますが、具体的なことについては明らかにしませんでした。
- 申立人代理人 乙4号証を見てください。これが先ほどおっしゃった総長との会見、ここでは学長会見と書かれておりますが、そのときの議事録ということでおろしいですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 その3ページ目の15行目に、当局側からの発言として「要望を申し入れると言うことは可能であると思われるが、交渉というならば、結論を求めることです。」という記載がありますが、このような発言が当局側からあったということでよろしいですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 この発言はどのような意味合いであると組合としては受け取りましたか。

- 証人 組合としては、先ほども申し述べましたように、4月以降の勤務条件について協議をして、要するに一緒に話し合っていろいろ考えたいということでしたが、この大学側の回答は協議をすることではなくて決まったことを公表すると、そういうことであるというふうに考えました。
- 申立人代理人 そうすると、その検討過程において組合の関与を認めるというのではなく、あくまで結論が出てからそれを公表すると、そういう大学側の姿勢をあらわしているということでおろしいですか。
- 証人 はい、そのように思いました。
- 申立人代理人 次に、甲第8号証を見てください。これは「質問書No.1」と題する文書ですが、これは先ほどのような大学側の姿勢を受けて組合が提出した文書ですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 ここには、就業規則案と経営協議会の関係、また、就業規則案における残業手当や休憩時間あるいは退職手当についての規定、過半数代表者の選出方法についての質問が挙げられていますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これに対しては、大学側から何か回答はありましたか。
- 証人 大学側からは、このようなことに対して個別には回答しないという回答があったと思います。
- 申立人代理人 ということは、具体的な内容について大学側から回答が寄せられたということではないということですね。
- 証人 ありません。
- 申立人代理人 次に、甲9号証ないし10号証を見てください。これらは過半数代表者の選出に関するものあるいは「国立大学法人北海道大学の就業規則に関する要求書」と題された要求書ですが、これらはそのような大学の姿勢を受けて更に提出した要求書ということでおろしいですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これらに対する回答もなかったのですか。
- 証人 はい、大学からの回答はありませんでした。
- 申立人代理人 次に、甲第11号証の1及び2を見てください。まず、甲第11号証の2ですが、これは「法人移行に向けて」という文書になりますが、これは甲第11号証の1の冒頭にあるように、平成15年12月1日に公表されたものですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 この「法人移行に向けて」という文書は、就業規則等の内容や過半数代表候補者の選出に向けたスケジュール等について大学側から初めて公表された資料ということでよろしいですか。

- 証　　人　　はい。
- 申立人代理人　この甲第11号証の2「法人移行に向けて（案）」という文書の中で、就業規則の素案について具体的に記載されているのは何ページから何ページまでということになりますか。
- 証　　人　　就業規則の素案については111ページから124ページまでです。
- 申立人代理人　この文書全体は何ページまでありますか。
- 証　　人　　133ページまでです。
- 申立人代理人　そうすると、この就業規則の素案は133ページの文書の中の13ページの部分について記載されているということですね。
- 証　　人　　はい。
- 申立人代理人　甲第1号証の1及び2を見てください。ここに記載されているのは、実際に制定された就業規則等の種類を示したものですね。
- 証　　人　　はい。
- 申立人代理人　このように実際に制定された就業規則等は、一般職員に関するものでも28種類もの文書からなる大部のものだったというわけですね。
- 証　　人　　はい。
- 申立人代理人　そうすると、この平成15年12月1日の段階で公開された就業規則の素案というものは、このような多岐にわたる就業規則全体の内容をつかむことができるものだったのですか。
- 証　　人　　いいえ。この時点での公開された就業規則素案は、就業規則全体の内容をつかむには不十分なものでした。特に、例えば組合が交渉事項として申し入れていた法人化後の給与等の勤務条件については、この時点で公開された素案では別に定めるというふうに書かれているだけで、この素案からは読み取れることができませんでした。
- 申立人代理人　この「法人移行に向けて（案）」という文書は、12月1日に公表後直ちに全職員に周知されたわけですか。
- 証　　人　　甲11号証にありますように、ホームページに掲載されたということは確かだと思いますが、全学の一般教職員に直ちに周知されたかどうかに関しては、部局等の取扱いが異なり違うと思います。
- 申立人代理人　甲11号証の1の「『法人移行に向けて（案）』に対する意見等について（通知）」という通知文書の中ほどに、「これらの内容につきましては、本日中にホームページの学内専用サイトに掲載し、」、意見を伺うことになりましたので、「周知方よろしくお願ひいたします。」と記載されていますが、実際には、これはすべての職員に対して周知徹底されたものではないということですか。
- 証　　人　　直ちにすべての職員に周知されたというものではないと思います。例えば、私は理学部におりますけれども、理学部内で議論する際には講師以上の教授会で議論をしようとしたので、一般教職員にも関係があ

るから一般教職員の間でも議論しようということを私が言って、一般教職員の間でも議論したと、そういうような経緯もあります。

そうすると、12月1日の公表後、すべての職員がこの内容を知っていたと、そういう状況にはなかったということですか。

すべての教職員に周知され、知っていたということはないと思います。

次に、甲12号証及び13号証を見てください。これらは、法人移行に向けてという先ほどの文書の説明会ないし意見聴取を要求する要望書ですね。

はい。

これらを受けて、実際に説明会等は開かれたのですか。

大学が開催する説明会は開かれていません。

次に、その後、平成16年2月2日に過半数代表候補者選挙の公示があり、2月19日に選挙が行われましたね。

はい。

甲11号証の2の125ページに平成15年12月1日の段階での過半数代表者選考の日程が記載されていますね。

はい。

そこでは、札幌キャンパスにおける投票は3月1日から行われると記載されていますが、実際には2月19日に行われたということですね。

はい。

このように当初予定されていた日程よりも大幅に繰り上げられた理由は何だと思われますか。

実際には過半数代表候補者の選出は選挙によりましたので、過半数代表者が決まってから過半数代表者に就業規則等の意見を聴取するまでに時間が足りないということで、前倒しされたのではないかと思います。

これに対して、組合はどのような対応をとりましたか。

組合は、全教職員に周知するのに時間がかかるとして、当初の実施日程どおりに実施するように要求しました。

それが甲第14号証にある「札幌キャンパス事業場における労働者の過半数代表者選挙に関する要求書」と題する書面ですね。

はい。

この選挙で17名の過半数代表候補者が選出されたわけですが、このうち、組合員は何人いたわけですか。

選挙終了直後の時点で9名おりました。その後、組合員が1人増えましたので、最終的には10名になりました。

その後、3月5日から3回にわたる過半数代表候補者会議で就業規則案の検討と労使協定の締結がなされたわけですね。

はい。

申立人代理人

組合としては、その就業規則案の内容について具体的にどのような点が問題であると考えていましたか。

証 人

具体的には、例えば法人化後、勤務時間については終業時刻が休憩時間との関係で17時から17時15分に変わってしまうということ、それから、当初案では法人移行の際に職員が全員誓約書を書かなければいけないということ等が問題であるというふうに考えておりました。

申立人代理人

過半数代表候補者会議では、このような点について十分な議論がなされたのですか。

証 人

過半数代表候補者会議では、そのような項目についてもちろん大学側に意見ないし意見書を出しましたが、日程も日程ですし、十分な議論がされたというふうには思いません。

申立人代理人

甲第15号証を見てください。これは、「団体交渉申し入れ書」と題する書面で、平成16年、2004年3月9日付けで組合が大学に対し給与や勤務時間等労働条件の不利益変更をしないこと及び非正規職員の待遇改善を求めて団体交渉を申し入れたものですね。

証 人

はい。

申立人代理人

組合がこのような時期に団体交渉という名前で交渉を申し入れたのは、どのような狙いがあったのですか。

証 人

この申入れは3月の時点ですが、4月1日から法人化移行することが決まっていました。職員は非公務員となりますので、4月1日以降は労働者として使用者と団体交渉をすることができます。先ほども言いましたように、それまでの総長交渉はそういうものではなかったのですけれども、4月以降の労使対等な交渉を意識してわざわざ団体交渉ということで4月以降の勤務条件、給与、職員の扱い等について項目を絞って交渉を申し入れました。

申立人代理人

乙第7号証を見てください。これはそのとき3月18日に行われた総長交渉の議事録になりますね。

証 人

はい。

申立人代理人

このときの総長交渉では先ほど、3月9日付けで組合が団体交渉を申し入れたすべての項目について十分な話し合いはなされたのですか。

証 人

いえ。交渉記録を見ていただくと交渉時間はわずか1時間5分となっています。この際は、組合側が申し入れていた交渉議題について総長が一応回答を読み上げるということがあった程度で、それ以上それぞれの交渉内容について協議が深まるということはなかったと思います。

申立人代理人

甲第18号証を見てください。これは「団体交渉申し入れ書」と題する書面ですが、これはそのような3月18日の交渉を受けて法人化後の平成16年4月1日に改めて組合として団体交渉の申入れを行ったものということでおろしいですね。

- 証人
申立人代理人 はい。
これを受けた団体交渉はいつ行われたのですか。
この件の団体交渉は6月29日だったと思います。
その団体交渉では、どのようなことが話し合われたのですか。
6月29日の団体交渉ではここに示されている交渉議題について話合いが行われましたが、実際には例えば給与、休暇の改善についてはできないということだったと思います。
- 申立人代理人 紹介等の改善あるいは休暇の改善等の議題について話し合いをし、それは法人化前と何か変えるというような話はあったのですか。
- 証人 組合としては、例えば給与については非公務員になったのだから、定員外職員、つまり非常勤職員については月給制に改めることあるいは休暇についても非常勤職員、つまり契約職員と正職員の間の差別を撤廃することあるいは1項目めの非常勤職員、つまり契約職員の雇用期間の3年期限を撤廃すること等を要求しましたが、大学は法人移行前と特に変えることはないという回答がありました。
- 申立人代理人 次に、乙第8号証ないし10号証を見てください。これらは、平成16年6月15日の組合と大学側との懇談会の席上で団体交渉の基本的事項に関するルールとして組合が提案したものですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 次に、乙第11号証を見てください。これは7月中旬に組合の提案を受けて大学側から出された労働協約案ですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これに対して組合は回答をしたのですか。
- 証人 これに対して組合は回答をしていません。
- 申立人代理人 回答していない理由としては大学側から出された労働協約案が組合側の提案と比べて何か問題があったということですか。
- 証人 はい。組合側が一番大きな問題だと思ったのは、大学側の交渉に関する協約に関して言えば4条に事前協議というのがあります。そこに、例えば4条3項に事前協議を大学側が総務部職員課が行うということが書かれていますが、これは先ほども申しましたように従来、法人化移行前の総長交渉で、当時は人事課ですけれども、人事課が事前協議の窓口となつて交渉申入れから3年間交渉が実現しない、窓口が事前協議のみで交渉議題の整理ということで3年間交渉が実現しないということがありましたので、同じことをやりたくはないということで、組合側は余計な協約を作るくらいであれば労組法に基づいて交渉を申し入れて交渉してしまえばいいということで回答しなかったものです。
- 申立人代理人 ということは、大学側から示された労働協約案は法人化前の総長交渉における手続と同じような手続を定めていたために労使対等の団体交渉

- ができなくなるおそれがあると考えたと、端的に言えばそういうことですか。
- 証人
申立人代理人 三浦申立人代理人
- はい。こういう取り決めをしてしまうと、法人化前の交渉と同じことになってしまいのではないかと考えたということです。
- 私は以上です。
- 平成16年4月1日から施行された就業規則案についてまず御説明いただきたいので、甲2号証を開いてください。これは4月1日に施行された北海道大学職員の給与規程ですね。
- はい。
- 寒冷地手当に関する部分、53条を開いてください。53条に寒冷地手当がどのような基準で支給されるのか規定されているのですが、10月31日を基準日としてこの基準日に支給地域に在勤する職員に支給されるものですね。
- はい。
- 支給額については、次の23ページの2項を見てください。支給される額は世帯区分に応じて別表15に掲げる基準額、更に支給地ごとに加算される額がプラスされるということですね。
- はい。
- 具体的にどういう金額が支給されるかについて御説明いただきたいと思うので、別表、40ページを開いてください。ここには別表第14とあって、支給地の表がありますね。
- はい。
- 渡邊さんの御家庭を例にとって御説明いただきたいと思います。札幌ですから、乙地ということになりますね。
- はい。
- 次に、別表第15に基づいて基準額を見るわけですが、渡邊さんの御家庭は渡邊さんが世帯主ですね。
- はい。
- 扶養家族は何人いらっしゃいますか。
- 扶養家族は3人です。
- となりますと、一番左側の「扶養親族が3人以上ある職員」として基準額は16万3,700円ということになりますね。
- はい。
- 更にこれに加算される金額として別表16の乙地のところを見ますと、「扶養親族のある職員」ということで5万1,600円が加算されるということですね。
- はい。
- となりますと、渡邊さんの御家庭では平成16年の10月末に寒冷地

手当として16万何がしに5万円が加算されて合計21万何がしの金額が一括支給されることになっていたということですね。

証人
申立人代理人

そうです。

契約職員の方については甲3号証で寒冷地手当の支給がありますが、同じように一括支給という定め方だったわけですね。

証人
申立人代理人

はい。そこに違いはありません。

8月6日に人事院勧告が出されていますが、甲44号証を開いてください。これは公務労組連絡会の新聞ですね。

証人
申立人代理人

人事院勧告特集とありますて、8月6日に入勧が出た、その内容について特集されたものですね。

証人
申立人代理人

このページの中ほどの左側、四角で囲んだところに「2004年勧告の主な内容」というところを見てください。この寒冷地手当の部分のところを見ますと、①として支給地、これが限定されるということですね。

証人
申立人代理人

はい。

②、支給額として、これは支給額を約4割引き下げるという内容になっていますね。

証人
申立人代理人

はい。

次に支給方法ですが、一括支給から月額制、11月から翌年3月までの5カ月間、このように一括支給から月割りに変更されるという内容ですね。

証人
申立人代理人

はい。

④として実施の時期なんですけれども、これは本年の寒冷地手当、現行10月末日一括支給から実施する、ただし経過措置はあるということになっていますね。

証人
申立人代理人

はい。

すなわち、この入勧の内容というのは平成16年10月末に一括支給される予定の寒冷地手当からこのような今説明した内容について変更するという内容だったわけですね。

証人
申立人代理人

はい。

次に、甲19号証を示します。この甲19号証は、タイトルは「就業規則に係る規程の一部改正に伴う説明会の実施について」。これは大学当局から出されたものですね。

証人
申立人代理人

はい。

下にメールが書いてあるのですが、これはメールで送られたものなのでしょうか。

- 証人 これに関しては、私、実は過半数代表候補者の1人なんですけれども、過半数代表候補者に電子メールで送られてきたものです。
- 申立人代理人 甲19号証のあて先を見ますと、各事業場過半数代表候補者、過半数代表者、教職員組合等になっていますが、あなたの手元には過半数代表候補者の渡邊さんに対して送られてきたということですね。
- 証人 そうです。
- 申立人代理人 甲20号証ないし甲21号証として、これは改定する規程の案が書証として出されているのですが、これらの書証はこのメールに添付されてきた内容、資料ということでよろしいですか。
- 証人 はい。これらの内容は先ほどのメールにPDFファイルという形で添付されてきました。
- 申立人代理人 甲20号証の職員給与規程の一部を改正する規程案を見てみましょう。この寒冷地手当の部分の53条を見てください。対照表が区切られていますが、左の部分が新しく改定しようとする内容の案、右の方が4月1日に施行された内容ということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 新しく改定しようとする案の寒冷地手当の内容は、先ほど示した人勧の内容と何か違いはありますか。
- 証人 いえ、先ほどの人事院勧告の内容のとおりです。
- 申立人代理人 人勧の内容のとおりの寒冷地手当の改定を提案されているということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 もう一度、甲19号証の文書に戻りますが、この文書のあて先としては北海道大学教職員組合もあて先に書かれていますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 組合には、実際にメール等でこの資料は送られてきたのでしょうか。
- 証人 いえ。組合には、この資料は送られませんでした。
- 申立人代理人 渡邊さんは過半数代表候補者としてこのメールを受け取って、組合と何かこの点について対策を講じたのでしょうか。
- 証人 組合としては、この寒冷地手当の削減に関する就業規則の変更は、給与ですので、一方的な給与削減の変更は労働条件の不利益変更ですので、組合としても協議をすべきである、組合と大学はきちんと協議しなければいけないというふうに考えました。
- 申立人代理人 この通知が組合に来なかつたことに対して、組合は大学に何か質問等を行っていますか。
- 証人 はい。この職員課長名の実施についての文書に北海道大学教職員組合というふうに書かれていますので、これはどういうことかということを当時の書記長が職員課長に確認をしています。

申立人代理人 要するに、組合には何の通知もないけれども、どういうことなのかと確認したことですね。

証人 はい。

申立人代理人 それに対する大学の回答はどういうものでしたか。

証人 当時の職員課長の組合の書記長に対する回答では、ここに書かれている北海道大学教職員組合というものは北海道大学教職員組合員である過半数代表者のことであるというふうに回答があり、いわゆる教職員組合を対象にしたものではないという話でした。

申立人代理人 組合に対する説明はないということだったのでしょうか。

証人 はい。この時点、組合に対する説明は予定していないという回答でした。

申立人代理人 甲23号証を示します。この甲23号証は、9月24日付で組合が大学に対して行った団体交渉の申入書ですね。

証人 はい。

申立人代理人 どういう内容を申し入れたのか御説明ください。

証人 この交渉の申入れでは、先ほど言いましたように寒冷地手当の削減は就業規則の不利益変更ですので、一方的な不利益変更はできない、そのためには変更の根拠及び合理性を組合、つまり労働者にきちんと説明をすることということが1点、それにあわせてそもそも当初、法人移行した際に寒冷地手当額に相当する予算を持っていたのかどうかということと、寒冷地手当を削減するのであれば幾ら削減をする予定か、総額幾らになるのかということ、それからもしも寒冷地手当を削減するのであればそれを大学はどういうことに使うのか、つまり教職員の手当、給与を削って大学の運営のどういうところに生かすのかということを説明するようにという申入れをしました。

申立人代理人 今おっしゃった内容について団体交渉をしたいということで申入れされたわけですね。

証人 はい。

申立人代理人 この団体交渉申入れしたのは9月24日ですね。

証人 はい。

申立人代理人 先ほどの甲19号証に戻りますけれども、大学が予定していた過半数代表候補者に対する説明会も9月24日に開かれる予定でしたね。

証人 はい。

申立人代理人 同じ日に団体交渉を申入れしたということには何か意味があるのですか。

証人 甲23号証の申入書は日にちしか書いてありませんが、これを申入れたのは過半数代表候補者の説明会が予定されていたのは午後2時ですけれども、それに先駆けて交渉の申入れをしました。というのも、先ほ

どちら申していますように、これは労働条件の不利益変更ですので、過半数代表者に対する説明及び意見聴取ではなくて、労働組合にきちんと協議をして交渉することを優先するようにということで過半数代表候補者への説明会よりも先に申し入れました。また、過半数代表候補者に対しても組合がこの問題について協議をしているということを示すという意味もありました。

申立人代理人

不利益変更の内容について具体的にお聞きしたいのですが、4月1日で決まっていた就業規則によれば、寒冷地手当は10月末に一括で支給されるわけですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

このことが具体的に決まっていたと。あと、金額についても先ほどお聞きしたように各家庭で自分の家ではどれぐらい出るということが分かる形で規定されていたわけですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

それが、そのことについて大学側は支給する前から改定しようということで説明会を行う。しかも、組合に対しては何らの通知もなかった。そのことについて、まず組合と話し合うべきだと考えていたわけですか。

証　　人

はい、そうです。そもそも組合にも説明がありませんでしたが、過半数代表者に対する説明会はあったのですが、これは先ほどから言っていますように就業規則の不利益変更ですが、一般教職員に対する不利益変更の内容の説明ないし情報公開もなかったのです。

申立人代理人

甲25号証を示します。これは、その団体交渉の申入れに従って開かれた10月5日の団体交渉の議事録ですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

組合側は寒冷地手当の引下げの根拠について示すように求めていたわけですが、それに対する大学側の回答はどういう回答でしたか。

証　　人

大学側の回答は寒冷地手当の引下げは社会一般の情勢という意味を持つ人事院勧告に従って引き下げるという説明でした。

申立人代理人

当該北海道大学で寒冷地手当をこの時期に引き下げなければならない具体的な根拠についての説明はありましたか。

証　　人

例え北海道大学の財政事情等、寒冷地手当を大学の運営上、なぜ引き下げなければいけないかという説明は一切ありませんでした。

申立人代理人

削減分の使途ですが、この議事録の下から4行目、組合の質問として「削減した分の寒冷地手当の用途は何か」と質問していますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

これに対する大学側の回答はどういう内容でしたか。

証　　人

大学の回答は、削減はするんだけれども、その削減分を何に使うということはその時点では言えないと。もしも人件費として余りがあればそ

れは次年度に繰り越す、つまり貯金ですが、繰り越しに使うという説明でした。

申立人代理人

実際にこういう必要性があって、こういうことに使いたいからという具体的な数字を示しての説明はなかったということでしょうか。

証 人

はい。寒冷地手当の引下げ額について大学はその引下げ分を何に使うか、つまり手当を引き下げる大学運営のどこに資するようにする、そういう説明は一切ありませんでした。

申立人代理人

この団体交渉を終えて、組合はこの団体交渉について総括、評価を致しましたか。

証 人

はい。

申立人代理人

どのような評価をしましたか。

証 人

この交渉では、就業規則の不利益変更ですので、根拠を求めたり削減した寒冷地手当分の使途を聞いているわけですけれども、大学側は先ほども言いましたように大学の財政との関係で具体的に引下げの根拠を示さず社会一般の情勢という、労働者と大学経営者との関係ではなく社会一般の情勢である人事院勧告に従って寒冷地手当を引き下げるという説明のみでしたし、実際に削減した分も何に使うかは言えないということでしたので、組合が要求していた交渉に対しては誠実に交渉していない、団体交渉としては誠実な交渉ではなかったというふうに総括しました。

申立人代理人

つまり、質問に対する答えは何も返って来なかったということですね。

証 人

はい。組合側が聞きたかったことについては、回答はなかったというふうに考えます。

申立人代理人

甲26号証を示します。これは、10月13日付けで組合が大学に対して再度団体交渉の申入れをした際の申入書ですね。

証 人

はい。

申立人代理人

この申入書の本文はかなり長文にわたっているのですけれども、ここで強調したかったのはどういう点かかいつまんで説明してください。

証 人

そもそも申入れの内容自体については第1回目の申入れと同じなのですけれども、第1回団体交渉を受けて大学側の説明が社会一般の情勢、人事院勧告を含む一般の情勢というものに従っていると、そういう説明でしたので、組合は4月以降、つまり法人化以降の労使自治に基づく労使関係に基づく団体交渉が行われていないということで、誠実な交渉をやり直すようにということを主張しているものです。

申立人代理人

2回目の団体交渉は10月25日午後4時から行うことになりましたね。

証 人

はい。

申立人代理人

この日時の指定は大学側から来たということですね。

- 証人 はい。組合側からは先ほどの甲26号証のように10月25日から29日という日程を要求しましたが、25日の指定は大学側から来たというものです。
- 申立人代理人 甲29号証を見てください。これは大学のホームページに掲載された役員会の議事録ですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 3枚目を開いてください。平成16年度第14回役員会、日時、平成16年10月25日13時30分からとありますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これは、2回目の団体交渉がその日の午後4時からですから、その直前に開かれた役員会ということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 議案を見ますと、1番目は除きます。2番目のところ、「国立大学法人北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程（案）について」で、4番目が「国立大学法人北海道大学契約職員就業規則の一部を改正する規則（案）について」。すなわち、ここの役員会で議題になったのは寒冷地手当削減の内容を含む就業規則等の改定が議案になっていたということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これは大学側も認めているのですけれども、この日の役員会で就業規則改定は決定しております。当日、この直後に団体交渉が行われたわけですが、そのとき、組合は直前の役員会で就業規則の改定が決定していたことを知っていましたか。
- 証人 知っていませんでした。
- 申立人代理人 では、4時から行われた団体交渉の内容についてお尋ねいたします。乙16号証を開いてください。これは、10月25日4時から行われた2回目の団体交渉の内容を大学側がまとめた交渉議事録ですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 左側に組合からの要求した事項、質問、その回答が右側に書かれていますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 まず、組合側は寒冷地手当変更の根拠、合理性の説明をまた再度求めているわけですが、具体的な説明はありましたか。
- 証人 組合側が要求する具体的な根拠の説明はありませんでした。
- 申立人代理人 どういう説明があったのですか。
- 証人 大学側の説明は、第1回目の団体交渉と同じで、社会一般の情勢に適応するように給与を決定することと、社会一般の情勢が人事院勧告であるということでした。

申立人代理人

次に、削減した場合に何に使うのか、予定の使途も明らかにするよう求めているわけですが、この使途について具体的な説明はありましたか。ありませんでした。

証人

では、2回目に行われた団体交渉も1回目と内容は変わるところはなかったということでしょうか。

証人

はい。大学側の説明は変わるところはなかったです。

申立人代理人

次、甲30号証を示します。これは、大学側が各部局の長にあてて出された文書で、タイトルは「北海道大学職員給与規程の一部改正について（通知）」となっていますね。

証人

はい。

申立人代理人

内容を見ますと、「このたび、別添1のとおり『北海道大学職員給与規程の一部を改正する規程』」、「を制定し、平成16年10月28日から施行することとしました。」。この文書が出されたのは、日付が10月26日となっていますから、前日の役員会で決定し、その後に団体交渉を設け、その翌日に改定した旨の通知を各部局長に出したということですね。

証人

はい。

申立人代理人

大学側は10月26日に改定を決定して28日から施行するということになっていますが、この10月28日に施行することの意味はあったのでしょうか。

証人

改定しない給与規程によると寒冷地手当の基準日が10月30日ですが、10月30日は日曜日ですので10月28日が……

申立人代理人

基準日は10月31日。

証人

31日です。

申立人代理人

平成16年は31日が日曜日になっていますね。

証人

日曜日ですので、28日が基準日になるということです。29日か。

申立人代理人

ちょっと訂正しますね。寒冷地手当が10月31日を基準日に支給されるということなんですが、16年度は日曜日なので、30日は土曜日ですね。ですから、支給されるのは10月29日金曜日ということですね。

証人

はい。

申立人代理人

大学側としては、28日に施行しておかなければ支給できないということですね。

証人

支給できないではなくて、支給しなければいけないということです。

申立人代理人

そうですね。2回目の団交の翌日に、10月26日に就業規則の改定が発表されたわけなんですが、このことを知って組合はどのように評価しましたか。

証人

組合は団体交渉で合意していませんので、その直後の26日に提案の

申立人代理人

今まで規程が改正されて公表されたということに対しては、驚きました。

証　　人

甲33号証を示します。これは、組合が大学に対して出した公開質問状ですね。

申立人代理人

なぜこういう公開質問状を出したのか、その趣旨、目的を御説明ください。

証　　人

組合は2度団体交渉を持ちましたが、そこで組合側が要求する寒冷地手当、つまり就業規則の不利益変更に対する合理的な理由は結局示されませんでした。ですので、再度団体交渉を要求するのではなく、大学の経営者である学長に学長自身の就業規則の不利益変更に対する理由を聞くということで、引き下げる必要性、正当性等について質問をしたものです。

申立人代理人

要するに、2回団体交渉はしたけれども、全く形ばかりのものだったので、今度は大学総長に直接質問したということですか。

証　　人

はい。団体交渉に学長が出てきたことはございませんので、交渉ではなく直接公開質問状という形で聞いたものです。

申立人代理人

これに対して、回答はありましたか。

証　　人

これに対して、学長の回答はありませんでした。

申立人代理人

その後、組合は11月26日にあっせんを申請していますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

あっせんを申請したのはなぜですか。

証　　人

組合は2度交渉を申し入れ交渉しましたし、公開質問状も出しましたが総長からは回答がありませんでしたので、労使間の交渉でその後進めるということではらちが明かないということで、当時地方労働委員会のあっせんということで、第三者の助けをかりて交渉を進めたいということであっせんを申請しました。

申立人代理人

あっせんを申請した後に、12月22日に団体交渉が行われていますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

この団体交渉、12月22日の団体交渉とあっせん申請をしたこととの関係をちょっと御説明いただけますか。

証　　人

組合が労働委員会にあっせん申請をしたところ、労働委員会の事務局から、前回2回の団体交渉での大学側の引下げの説明は抽象的ですので、もう少し具体的に大学の財政等を聞き出すという内容の交渉を再度持つようにというふうに組合が示唆されましたので、組合は大学に対して再度寒冷地手当引下げの理由、合理的な理由を問う形で交渉の申入れをしました。

申立人代理人

あっせん申請をして、いわゆる労働委員会の助言のもとに3回目の団

体交渉を行ったということですね。

証人

はい。

申立人代理人

乙18号証を開いてください。これが12月22日に行われた団体交渉の内容を大学側がまとめた内容ですね。

証人

はい。

申立人代理人

1ページ目、左の組合の要求事項のところ、2ですけれども、「寒冷地手当削減を提案するのであれば、合理的根拠及び大学側の議論の経緯を示した上で誠実に交渉すること」という要求項目に基づいて質問をしていますね。

証人

はい。

申立人代理人

大学側の回答の中に、具体的な回答はありましたか。

証人

いいえ、ありませんでした。

申立人代理人

大学側の回答の内容はどういうものでしたか。

証人

大学側の回答の内容は、寒冷地手当引下げの根拠については、前回2回の団体交渉と同様、社会一般の情勢に従うというものでした。

申立人代理人

次に、6ページ目を開いてください。6ページ目の左側の下から二つの丸です。組合の質問、「1億2千万円の使い道については何も明らかにしていない。」と書かれていますが、結局、使途について説明を求める回答はなかったということなのでしょうか。

証人

はい。

申立人代理人

大学側の回答を見ますと、「明らかにしていないと言うが、考え方を申し上げた。」ということで、このことからもどういうことにどれだけ使うのかというような具体的な回答はなかったということですね。

証人

はい。

申立人代理人

次、8ページ目を開いてください。8ページ日の左側の上から三つ目と四つ目の丸を見てください。ここで、組合は「(経営事情)が出てこないとおかしい。最終的に約60%まで引き下げる理屈は何か。」とか、「平成19年度までシミュレーションさせているわけだが、なぜ寒冷地手当を60%まで下げるのか。」。いわゆる、なぜ60%に下げるのかを質問していますね。

証人

はい。

申立人代理人

これに対する大学側の回答はどういう回答でしたか。

証人

そこを読む限り、分かりません。

申立人代理人

そうですね。ちょっと読んでみましょうか。大学側がまとめたものですから。「組み合わせは色々ある。どういう組み合わせにしても引き下げるという前提に立つ限りは基本的に...。」。次に、「全体が国家公務員給与体系となっている。その中の一部の手当をどう扱うかというときに何が合理的な水準か。全体が人勘に基づいた給与体系であるなら

ば、それは人勘の中味に対応するのであろうと思う。」と、ちょっと質問に対する答えになっていないですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

更にこの12月22日の団体交渉では、大学側は組合にメモを取るなということを言っていますね。

証　　人

はい。

申立人代理人

9ページ目を開いてください。9ページ目の左側の五つ目の白丸を見ると、組合が「なんで（経営事項について）メモを取ってはいけないのか。」というような質問に対して、法人側は「オープンにしていないからである。」と答えたと記載されていますが、これは大体このような回答だったということですか。

証　　人

はい。

申立人代理人

結局、大学側はメモを取ってはいけないという前提で一定の説明を行ったと聞いていますが、それは事実ですか。

証　　人

はい。

申立人代理人

どういう説明を行いましたか。

議事録にありますように、授業料収入の減少ですとか、台風被害の倒木処理にかかる費用ですとか、そういう説明がありました。

申立人代理人

要するに、将来授業料が減るとか、台風被害で木が倒れたから幾らぐらいかかるとか、そういうような説明だったということですか。

はい。

申立人代理人

この説明を聞いて、組合側は納得しましたか。

証　　人

直接寒冷地手当を引き下げるというこの説明としては納得しませんでした。

申立人代理人

この団体交渉で、メモを取るなという大学側の発言に対して、組合側は積極的に抗議はしているのでしょうか。

証　　人

そこにありますように、何でメモを取ってはいけないのかという程度のことは言いましたが、激しい抗議はしていません。

申立人代理人

強く抗議をしなかったのは何かそのときの心境というか、どういうものだったか、渡邊さんなりに御説明ください。

証　　人

一応、事務局長が数字を話すということでしたので、具体的な数が出てくるものであれば、メモを取るなということについて余り問題にしなくてもよいかと、数字を聞きたいということの方が大きかったと思います。

申立人代理人

ようやく3回目の団体交渉になって数字の話が聞けるなと思ったわけですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

ちょっと休憩を。ここで区切りがいいので。

- 審査委員 それでは休憩いたしましょう。3時10分からということに致します。
それまで暫時休憩いたします。
- [休憩 午後2時55分]
- [再開 午後3時12分]
- 審査委員 それでは再開いたします。どうぞ。
- 三浦申立人代理人 甲40号証ないし41号証を開いてください。これは、いずれも新聞のスクラップなのですが、甲40号証、タイトル「国立89大学黒字1100億円」と記載がありますし、あと甲41号証、北海道新聞ですけれども、17年8月24日付けで、「法人化後初決算」、北海道大学の黒字は57億円で5位という北海道大学の法人化後の決算では大幅な黒字であったという新聞記事ですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 次に、甲45号証を示します。これは、9月13日付けで光本滋さんという方が作ってくださった「北海道大学財務の分析」というものですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 これは、給与問題プロジェクトというところで検討したという形になっていますが、この給与問題プロジェクトというのは組合内部で北海道大学の財務を分析するために作ったプロジェクトチームということでしょうか。
- 証人 はい、そうです。
- 申立人代理人 光本さんが責任者としてこの文書をまとめられたということですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 この甲45号証は、1ページ目、2ページ目が光本さんの分析。3ページ目は平成16年度決算報告書、北海道大学の決算報告書になっていますね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 4ページ目は、これは北海道大学が作成したコメントということでどうか。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 では、具体的に内容について見ていきますが、この光本さんの分析の2ページ目を見てください。これは、各大学の一覧表になっていますが、一番上に北海道大学が記載されていて、その下に九州大学までいわゆる7大学の教育研究経費の予算額について比較したものですね。
- 証人 はい。
- 申立人代理人 北海道大学の欄を見てみると、教育研究経費予算額は、単位が100万円なのですから、421億4,800万円の予算額に対して決算では393億4,500万円。その差額を見ますと、差し引きします

証　　人
申立人代理人

と28億200万円がいわゆる浮いたということになっていますね。

はい。

では、次に予算規模が大体同じところを比較してみますか、2番目に載っている東北大学。東北大学の教育研究経費予算額は、北海道大学とほぼ似た金額なのですけれども、482億3,400万円。そして、東北大学も節約してお金が浮いているわけなんですねけれども、余ったお金の金額が18億9,300万円ということですね。

証　　人
申立人代理人

はい。

次に、大阪大学を見てみると、大阪大学も北海道大学と予算規模が似ていて469億1,100万円で、ここも節約をしているのですが、ここは節約した部分が少なくて6億8,600万円が節約されたということですね。

証　　人
申立人代理人

はい。

この予算規模が似ている北海道大学、東北大学、大阪大学を比較しただけでも、北海道大学は28億の節約ですが、東北大学は18億と10億も少ない。更に、大阪大学に至ると6億円ですから、かなり少ないとということですね。北海道大学が突出しているわけですけれども。次に、北海道大学が分析した4ページ目を開いてください。この「(注6)」のところで、「業務費については、人件費において、学内定員の削減、諸手当等の規則改正等により、予算金額に比して決算額が891百万円少額となっています。」とありますね。すなわち、北海道大学では先ほど説明したように教育研究経費について28億、いわゆる節約したわけですけれども、そのうちの人件費は8億9,100万円だということですね

証　　人
申立人代理人

はい。

この8億9,100万円の中で、寒冷地手当の削減分は幾らになりますか。

証　　人
申立人代理人

寒冷地手当の削減分は、1億2,000万円が寒冷地手当の削減分です。

この人件費8億9,000万円の中で節約できた寒冷地手当が1億2,000万円ということになりますが、この点について組合としてはどのように評価しましたか。

証　　人

北海道大学の今の差異についての注によると、人件費部分で8億9,000万円削減しているわけですけれども、1ページ戻って決算報告書の方を見ていたら、トータルで16億2,900万円収入より支出の方が減っていて、16億円黒字というふうに読みますので、そもそも人件費において、しかも寒冷地手当で1億2,000万円分を削減する必要は平成16年度の北海道大学の財政において必要はなかったという

ふうに組合としては考えます。

申立人代理人

北海道大学の場合は、人勧に準拠する形で、人勧に合わせるような形で1億2,000万円削減したわけですけれども、この決算内容から見ても、今期において人勧に合わせて節減する必要はなかったというふうに考えるということですね。

証　　人

はい。

申立人代理人

組合としては、人勧が出された後の寒冷地手当に関する就業規則の改定についての大学との団体交渉の内容は、先ほど御説明にあったように大変中身のない抽象的なものに終始しているわけなんですけれども、組合としてはどういう団体交渉を望んでいたのですか。

証　　人

組合としては、交渉の申入れにもありましたように大学財政上、実際に寒冷地手当を削減する根拠、手当を削るわけですから、なぜ、寒冷地手当として昨年度ですと3万円削らなければいけないのかという根拠を示してもらいたかったということが一番大きなことだと思います。

申立人代理人

私からは以上です。

佐藤(博)申立人代理人

まず1点目ですけれども、2003年の10月22日に学長交渉を申し入れたのに対して、回答がなかったというふうに先ほど証人は証言されていましたね。

証　　人

はい。

申立人代理人

それから昨年の11月2日、この問題になってから学長あてに公開質問状を出した。それも回答がなかったと、こういうふうに先ほど証言されていましたね。

証　　人

はい。

申立人代理人

回答がないというのは、組合の側が出したものに対して何の返答もないという意味なんですか、文字どおり。

証　　人

文字どおり何の返答もないという意味です。

申立人代理人

労使対等の原則ですから、特に緊急な問題あるいは重要な問題について経営側のトップに直接要請したり申入れたりするということはごく普通にあり得ることだと思うんだけれども、北大の場合は組合が出しても回答すらしないということが行われているわけですか。

証　　人

学長が回答しないということが行われています。

申立人代理人

それは、事務方の方からこういう趣旨のものについてはかくかくしかじか、こういう理由だから学長としては直接回答しないとか、そういうことではないのですか。そういうこともなく全く無視されるという意味での回答なしという意味なんですか。

証　　人

回答しないという理由についても聞いたことはありませんので、実質無視されているということだと思います。

申立人代理人

去年の11月2日の公開質問状が最後ですから、現在どうかというの

はやってみなければ分からぬのかもしれません、事、学長に対する直接の申入れについてはそういう関係になっているというふうに理解していいわけですね。

証　　人

申立人代理人

はい。

それから、先ほど來の質問の中で乙号証の中でこの間の団体交渉の議事録というものが提出されていて、それに基づいて幾つかお答えになっていましたが、具体的に列挙しますと、乙第7号証、8号証、15号証、16号証、18号証などは先ほど來の質問の中で出てきた団体交渉の議事録として提出されているのですけれども、この議事録というのはどういうふうにして作られたものなんですか。端的に言いますと、まず、この議事録をあなた方が、組合の側が見たのはいつが最初になるのですか。

証　　人

申立人代理人

この議事録を見たのは、こういう書証として出てきたのが初めてです。

つまり、本件の救済申立ての事件になって証拠として出てきて初めて見たものだということなんですね。

証　　人

申立人代理人

そうです。

ということは、団交の後に、その団交の内容を確認するということで、事前に組合の方にこういう内容で間違いないかとかそういうことで示されて内容を確認するとかといった作業は一切なされていないと、こういうことなんですね。

証　　人

申立人代理人

交渉の内容について確認したことはありません。

大学の側から内容の確認を求められたこともないということですね。

はい。

中身についてですけれども、本件で証拠として出てきて中身を見て、この中身が本当に当時の団交の中身を正確に記載したものかどうか、この点についてはいかがですか。

証　　人

申立人代理人

さっき言いましたように組合側と確認していませんので、交渉内容が正確に記載されているかどうかについて確認はできません。

要するに、組合としてこの中身が正確なものであるという確認はされていない、していない、こういうふうに聞いてよろしいですか。

はい。

したがって、先ほど來の弁護士の質問に対して答えてているのも、あくまでその質問の範囲内でこの議事録の中身の正確性というものを前提に証言をされたということで理解していいですよね。

証　　人

申立人代理人

はい。

議事録すべてのことにこのとおり間違いないんだという前提で証言されているわけではないですね。

証　　人

申立人代理人

はい。

甲43号証の証人の陳述書10ページの最後の方なんですけれども、

18行目のところからですが、「ところが、同閣議決定(乙13)の第4項に基づいて平成17年6月に公表された北海道大学の事務・技術職員の給与は、一般の行政職の国家公務員との比較指標が86.6(甲39)であり、13.4%も低い水準にあります。」、こういう指摘をされていますね。

証人

はい。

申立人代理人

甲39号証を開いてもらえますか。証人が先ほどの陳述書で言及している内容ですが、この甲39号証のどこの部分をどのように読むのか御指摘いただけますか、念のため。

証人

一番簡単なのは9ページの⑤の部分、「職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準の比較指標」というところの一番上、事務・技術職員対国家公務員、北海道大学の事務・技術職員の給与を国家公務員の行政職と比べた数字ですが、その二重枠の中の上の段に86.6があり、先ほどおっしゃった86.6%はここにある。国家公務員と比べて事務・技術職員は給与が86.6%ですから、14%くらい低いということです。

申立人代理人

このデータというのは先ほどの陳述書のあなたの指摘の仕方からすると、これは閣議決定がされたときに同時に国側によって公表された資料というものなんですか。

証人

いえ。閣議決定は1年前の9月ですので、公表は今年の6月ですので、閣議決定と同時ではありません。

申立人代理人

いずれにしても、組合が作った資料とかではなくて、國の方の作成資料ということで理解してよろしいわけですか。

証人

国ではなくて、北海道大学の作成資料。

申立人代理人

先ほど、寒冷地手当の削減が労働条件の不利益変更だというお話をしたが、とかく素人的には国家公務員というのは大体みんな同じような給与で横並びだというふうにイメージしているのですが、北大の場合は他の一般と比較してそもそも13.4%低い給与水準にあるんだと、こういうことなわけですね。

証人

はい。

申立人代理人

これがこのデータであるということですね。

証人

はい。

申立人代理人

これを更にこの厳寒地の北海道で削減をするということの不利益性というか問題を特に組合としては強調されているというふうに理解してよろしいですか。

証人

はい。

申立人代理人

終わります。

審査委員

それでは以上をもちまして、本日の審問を終了いたします。

次回は11月8日午後1時30分から渡邊証人の反対尋問、それに関する質問を行う予定です。

[渡邊証人退席 午後3時34分]

[閉会 午後 3時34分]

